

令和 8 年 7 月 30 日

◎久保委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(12時57分開会)

◎久保委員長 御報告いたします。

戸田副委員長から辞任願が提出されました。

◎戸田副委員長 皆さん、このたびは私の7月17日の新聞等の報道にもございましたけれども、このようなことになってしまいました。深く反省しているところです。皆様方におわびを申し上げます。今回、私の起こした事故が、事故の処理を私の軽率、また、道路交通法の認識不足によりまして、このようなことになり、皆様方に大変お騒がせをし御迷惑をかけ申し訳ございません。現在、御存じのとおり書類送検中でございますが、今回の件を重く受け止め、私は副委員長の職を辞職したく、辞任願を提出しました。今後は、法令遵守を徹底して、襟を正して、任期中は委員としての活動を進めてまいりたいと考えております。大変申し訳ございませんが、御審議のほどよろしく願いをいたします。どうも申し訳ございません。

◎久保委員長 お諮りいたします。

本日の委員会は「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」であります、「副委員長辞任の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。

副委員長が辞任しようとするときは、委員会条例第10条の規定により委員会の許可を得なければならないと規定されておりますので、まず、「副委員長辞任」の件をお諮りしたいと思います。

戸田副委員長は退席をお願いします。

(戸田副委員長退席)

◎久保委員長 それでは、お諮りいたします。本件は、申出のとおり、戸田宗崇委員の副委員長辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。よって、戸田宗崇委員の副委員長の辞任を許可することに決定いたしました。

それでは、戸田宗崇委員に、再度、着席いただきます。

(戸田副委員長着席)

◎久保委員長 戸田宗崇委員に告知します。申出のあった副委員長辞任の件は、許可されました。

次に、副委員長が欠員となりましたので、副委員長の互選を行います。

互選の方法はいかがいたしましょうか。

(「指名推選」と言う者あり)

◎久保委員長 指名推選にせよという発言がありますので、副委員長の互選の方法につきましては、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。委員長である私が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

副委員長に今城誠司委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました今城誠司委員を、副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、今城誠司委員が、副委員長に当選されました。

ただいま、副委員長に当選されました今城誠司委員に、本席から告知します。

副委員長の就任の御挨拶があります。

◎今城副委員長 今回、副委員長に御指名をいただきました今城誠司でございます。我々の任期もあと、定例会3回を残すのみとなりました。これまで以上に活発な議論をしていく所存で、久保委員長を補佐して、しっかりと努めていく所存でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

◎久保委員長 以上で、副委員長の互選を終わりました。

続いて、委員席を決定いたしたいと存じますが、いかがいたしましょうか。

(「委員長一任」と言う者あり)

◎久保委員長 それでは、私のほうで決定することにいたします。

上田委員、土森委員、戸田委員は、それぞれ右隣の席に移動をお願いします。

これを、委員席と決定します。

それでは、執行部の入室をお願いいたします。

(執行部着席)

◎久保委員長 お諮りをいたします。

本日の委員会は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」であります。

日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議ないものと認めます。

なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で、課題と思われる項目を正副委員長で選定いたしております。委員の皆様には、項目について御了承願いたいと思います。

また、市町村から当委員会が受けた要望についても議題としております。市町村に対しましては、取りまとめた措置結果等について、当委員会から通知をすることとします。

本日の委員会の審査の方法は、取りまとめ項目につきましては、執行部から措置状況等を説明していただき、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

《危機管理部》

◎久保委員長 最初に、危機管理部についてであります。

◎江渚危機管理部長 危機管理部の項目に関する御説明に先立ちまして、職員の欠席を御報告します。当部の甫喜本副部長につきましては、市町村との会議に出席するため、また、重森危機管理・防災課長につきましては入院のため、本日の委員会を欠席します。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎久保委員長 まず、孤立集落の解消対策について、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 それでは、孤立集落の解消対策について御説明します。資料は現在表示していますスライドです。まず、左上の1現状について、本年3月に公表しました県の新たな被害想定では、揺れによる土砂災害や津波による浸水により、道路交通が途絶するおそれのある集落を孤立集落と判定しており、農業集落、漁業集落を合わせて、最大で382集落が孤立する可能性があるかと想定されています。地震発生後における道路交通の早期確保に向けましては、高知県道路啓開計画を策定し、建設業協会や国・県・市町村が連携した訓練を重ね、適宜計画の見直しを行っていますが、道路を復旧し、全ての孤立を解消するまでには一定の時間を要します。

このため、右側の2対策と支援により、事前の備えを進めているところです。まず、(1)備蓄の推進については、県と市町村で策定した高知県備蓄方針に基づき、個人備蓄については、水や食料などを最低3日間、可能であれば1週間分以上の備蓄をしていただくよう啓発を行っています。昨年度の県民世論調査の結果では、約7割の方に備蓄をしている状況です。一方、公的備蓄については、避難所などへの分散備蓄を推進しており、現状では約半数の物資を避難所などへ備蓄しています。市町村の整備に対しては、県の補助金や国の交付金の活用を促すなどの支援を実施しております。

次に、(2)情報通信の確保では、避難所等における通信手段と電源を確保するため、これまでに無線機などの通信機器を1,191か所、非常用発電機を710か所整備しています。こ

ちらにつきましても、市町村の整備に対して、県の補助金や国の交付金の活用を促すなどの支援を実施しております。

次に、(3)ヘリポートの整備では、空からの支援を受け入れるため、集落内の広場や学校のグラウンドなどを緊急ヘリポートとして活用できるよう整備を進めており、現在、県内に538か所、離着陸が可能な場所があります。市町村の整備に対しては、県の交付金による財政的な支援を実施しております。

最後に、(4)防災ドローンの整備では、医薬品などの緊急物資の輸送や、被災状況の情報収集を行うため、道路の整備を進めており、現在県が6台、市町村が21台、ドローンを保有しております。市町村の整備に対しては、県の補助金や国の交付金の活用を促すなどの支援を実施しております。

3 今後の取組としては、これまでの対策をさらに強化するため、市町村が孤立計画を見直す際の指針となる孤立対策指針を新たに作成することとしました。具体的には、①基礎データの洗い出しとして、最新の人口データやハザード情報、防災拠点などのデータを整理します。これらを②リスクの見える化によって、地図上で重ね合わせ、各地域のリスクや孤立解消にかかる時間を推計します。その上で③対策指針の作成として、具体的な対策メニューを洗い出し、優先順位の考え方を整理して、指針としてまとめます。各市町村におきましては、この指針を参考に、実効性の高い孤立集落対策計画へと見直しを行っていただくこととしています。県としましては今後とも、技術的・財政的支援を通じて、孤立集落の解消に向けた取組を推進してまいります。

以上で、南海トラフ地震対策課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 土木部との関係もあらうと思うのですが、崩落です。崩落があって、孤立集落ができるということなんですが、崩落現場の対策、建設業者とかの存在ですよね。この辺りについては危機管理部の中では土木部と連絡を取り合いながら対応ができるようになっているのでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 発災後につきましては、災害対策本部が設置されますので、その中で各部局連携の下、災害対策を行うことになります。

◎岡本委員 その対策は必要だと思うのですが、建設会社の存在の実情もしっかりと捉まえておりますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 土木部の道路課が道路啓開計画を作成するときに、事業者の数とか、どれぐらいの資機材があるのかも確認した上で計画を、日々訓練を通じて見直しをしております。そういうのも情報の共有がありますので、連携はとっております。

◎中根委員 実際崩落する以前に、市町村では、危険と認定されている箇所の工事を一気にしようとする予算が足りませんという話がよく聞かれたりするんですけども、そう

した予算面での具体的対策は、何かされているのでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 土木部の事業になりますので、詳細は把握しておりません。

◎寺内委員 孤立集落の解消、今説明があったのは、すばらしいものだと思います。崩落して道路が使えない場合にはやはり空路からということで、ヘリポートの整備、非常にありがたいんですけども、そのヘリについては1つは防災ヘリ、県でいうと県警ヘリ、それからドクターヘリがあります。これらの燃料については、十分な確保はできているのでしょうか。

◎江渚危機管理部長 ヘリの燃料につきましては、基本的には消防防災ヘリですと、高知空港に基地がありまして、県警の「くろしお」というヘリも同じです。高知空港の近くの給油所から給油している実情があります。あわせて、南海トラフ地震などの不測の事態に備えて、消防航空隊の基地を津波に備えて5メートルかさ上げしておりまして、かさ上げた地下に航空燃料タンクを独自に整備しておりまして、緊急時にはそこから給油する方法を取っております。また、幡多地域まで飛びますと、一定の燃料を消費しますので、幡多地域でも、高知空港まで戻らず給油できるように、黒潮町にあります黒潮消防署の敷地内に、ヘリで活用するジェット燃料のタンクを、県として整備しまして、ふだんは黒潮消防署に管理をしていただきながら、いざというときは黒潮消防署の敷地に発着そこで給油して、高知空港に戻らずとも幡多地域で活動できる措置をとっております。そのほか、東部地域には、航空燃料のドラム缶を一定の広い敷地に置いておりまして、そこへ発着してドラム缶からも給油する方策を取っています。現状そういう形で、給油対策を取っているところです。

◎寺内委員 ドクターヘリは。

◎江渚危機管理部長 整備しました黒潮消防署の給油所につきましては、他機関でも活用できるようにしております。

◎寺内委員 それは今高知県にある、それぞれのヘリの分だったんですけど、今回、有事の際、熊本地震でもまさに今応急救助機関が活動を始めていますけれども、自衛隊であり、他県の防災ヘリ、東北もしかりですが、高知県が真っ先に飛んでいきましたけれども。防災ヘリ、海保のヘリ、他の応急機関のヘリが来るケース。そのときの燃料は、どのようにさび分けされていますか。

◎江渚危機管理部長 先ほど御説明した航空ヘリの基地での地下給油所、あるいは黒潮消防署の給油所につきましては、ほかの機関も使用できるようにしておりますので、そこで賄っていく方法で、各機関にも開放も含めて黒潮消防署なりに発着していただいて給油訓練なんかも、定期的にやっているところです。

◎寺内委員 他機関の分だと量的な補給も云々になってくるんで、海保だったら巡視船が

沖合に待機しておいて、ヘリがそこで補給をして飛ぶとか、自衛隊もそうでしょうが、基本的には自分ところの各機関が整備をして、その中で作業したときという整理をしておかないと、すぐに県の分を使うとなったらすぐになくなるんじゃないかと思うのですけれど。

◎江渚危機管理部長 自衛隊につきましては自己完結型で給油できる形で、被災地を支援する体制を取っております。また、海保につきましても沖合で給油するような船舶、あるいはそういう訓練もされていると承知しておりますので、基本的には自賄いで給油できるところには、原則として、自賄いで給油していただくと。不測の事態には、我々の給油施設も活用していただく取扱いを行うようにしています。

◎今城副委員長 孤立集落対策計画ができています市町村もあるんですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 平成25年度に各市町村で計画をつくっております。それをさらに詳細にしたいと思ひまして、今回県で指針をつくって、見直しをしていただきたいという考えです。

◎今城副委員長 新たな被害想定では、孤立集落は382集落なんですよ。それに対応した孤立集落解消計画を市町村がつくっていくということなんですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 そのとおりです。

◎今城副委員長 それと情報通信の確保です。衛星携帯電話はコストがかかりますよね。今ドコモもできるようになって、スターリンクが自動的につながるっていうあれ、実際に使えるんでしょうか。その辺り、発災時にどう使うか、マニュアルなどの整備はできていますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 現在大手の企業、主要な a u、N T T ドコモ、ソフトバンクはスターリンクが使えるようになっていまして、発災時に通常の地上波が使えないときに自動的に切り替わるようになっています。何ができるかと言いますとテキストメール、ですとか位置情報の確認ができて、音声の通話はできない状況になっています。専用の資機材がないと音声通話はできないんですが、テキストメールなどは自動的に切り替わって使えますので、通常、スマホを持って電源がある場合は、連絡が取れる状態ですので、特にマニュアルまでは必要はないかなとは思っています。

◎今城副委員長 中山間の人で、そういう使い方を知っている方、そういうことができることを知っている方は、どうでしょうね。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 確かに委員おっしゃるとおりです。そういったところも情報発信をして、非常時に連絡が取れますというのも啓発していくべきだと思っております。

◎江渚危機管理部長 先ほど課長がお答え申し上げましたように a u、N T T ドコモ、ソフトバンクは、スターリンクで非常時にテキストメールが送れる状況になっています。申

込みが必要なくできるようになっていますので、利用者の皆さんにそれを知っていただくことが重要です。そこは県としてもそうですし、まずはキャリア、大手通信会社でも利用者に周知していただくことで、双方協力しながら周知に努めてまいりたいと思います。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、南海トラフ地震対策課を終わります。

〈消防政策課〉

◎久保委員長 次に、山林火災の消火活動について、消防政策課の説明を求めます。

◎小笠原消防政策課長 資料に基づきまして山林火災の消火活動について、御説明します。林野火災という表現をしておりますが、1県内の林野火災の発生状況ですが、過去5年間の県内の発生状況を表でまとめております。過去5年間では、年間で10件から20件程度の林野火災が発生しておりまして、表の下にありますとおり、発生の月別で見ますと、12月から4月の発生件数が多く、特に、1月から3月、雨が少なく乾燥する冬場から春先の時期にかけて、発生件数が多い傾向があります。

右側の2消防防災ヘリが消防活動を行った直近の林野火災の概要ですが、土佐市で1月に発生した林野火災では、鎮圧までに約2日かかり、焼損面積は約4ヘクタール、延べ出動人員は、消防吏員と団員を合わせると約400人、県の防災ヘリは、合計21回の散水を実施しています。その右側、須崎市で3月に発生した林野火災では、鎮圧までに約6時間、焼損面積は約2.3ヘクタール、延べ出動人員は吏員と団員を合わせて約130人で、県の防災ヘリが17回の散水を実施しています。いずれの林野火災も住家等への被害はありませんでした。

その下、3林野火災の消火活動のあり方についてですが、昨年2月に岩手県大船渡市で発生しました大規模な林野火災の教訓を踏まえまして、消防庁から昨年8月に、林野火災の予防及び消火活動についてという通知が発出をされております。この通知の中で迅速かつ的確な対応を行うためには、①地上・空中消火の連携、②速やかな応援要請による部隊増強、③指揮体制の確立の3点が重要だとされています。

4林野火災の消火活動の内容ですが、その3点について御説明申し上げます。①地上・空中消火の連携に関しまして、まず地上消火については、初期の段階では、タンク車や背負式水のうなどの活用により、民家付近へ放水し延焼拡大を防止します。下に写真がありますが、団員職員が背負っているリュックサックのようなオレンジのもの、これが背負式の水のうです。そして中期の段階では、民家付近の延焼抑制が図られた後、山林部への放水を実施するということで、まずは民家への被害の防止を図る手順となっています。一方、空中消火につきまして、防災ヘリは、地形が狭隘で複雑な区域や、家屋に近接する区域などを担当します。散水量は1回当たり約500リットルとなっています。一方自衛隊の大型ヘリコプターに応援出動をお願いした場合ですが、水利が不足する山中や火勢が強い箇所を

担当し、こちらのヘリであれば、1回当たり約5,000リットルの水が散布できることとなっています。右側②速やかな応援要請による部隊の増強につきましては、火災の規模に応じて時機を失することなく、隣接する消防本部や県内の消防本部、消防庁等にちゅうちょなく応援を求めることとなっています。県は必要に応じて災害対策本部を設置し、緊急消防援助隊や自衛隊の派遣要請により市町村を支援いたします。応援要請の流れを、下のフロー図でまとめておりまして、火災の規模が大きくなるほど、応援要請の先を増やす形で対応することになります。1番右側③指揮体制の確立につきまして、被害拡大のおそれがある場合は、市町村は迅速に災害対策本部を設置し、消防長または消防署長を現地統括指揮者とするとしています。現地統括指揮者の役割ですが、消火活動の考え方や関係機関の役割を示し、指揮系統を明確化するほか、地上消火と空中消火の役割分担を含む戦術を明確化することが指揮者の役割となっています。

その下、県の取組になりますが、5高知県消防防災航空隊の訓練状況ですが、毎年20回程度の散水訓練を主に早明浦ダムで実施をしております。

6消防学校での教育につきましては、消防職員や消防団員に対し、消火戦術や安全管理に関する教育を実施しているところです。

以上で説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 森林火災の場合は、自然発火が想定されるんですけども、樹木と樹木の摩擦によって発火するとかいろいろ言われているんですが、今ヨーロッパでも大きな火災が発生していますけれども、その辺りの分析です。自然発火を起こさないように前段からの乾燥しないような水の散布など、そんなようなことは検討されているのでしょうか。

◎小笠原消防政策課長 自然発火に関しまして具体的にこういう予防策をやっているという情報は持ち合わせていないです。ただ、林野火災の発生の原因を分析したところ、やはりたき火であったり、いわゆる雑草を焼いたりという火入れの作業の比率が圧倒的に高いですので、そちらの予防対策が効果的なところはあるのではないかと考えています。

◎江渕危機管理部長 自然発火への対応につきましては、大学研究機関やあるいは消防庁などで一定知見が出て対応策が示されましたら、県としても積極的にそれを取り入れて対応していきたいと考えます。

◎岡本委員 関連してですけど、土佐市と須崎市での例が出ていますよね。これも人為的に火入れ等があった後に起こったと判断されているんですか。

◎小笠原消防政策課長 こちらの火災の原因に関しては、県に正式な報告が上がってきていませので、まだ調査中の状況でお聞きしております。

◎今城副委員長 現地統括指揮者ですけど、力量の水準はいいレベルまで上がっているんですか。

◎小笠原消防政策課長 なかなか定量化するのは難しいところがありますが、基本的に消防署長それから消防長は若いときから消防の仕事はずっと経験してきて、場数を踏んだ上で幹部職員としての教育を受け役職を果たされていますので、一定そういった知識はお持ちのものだと認識をしております。

◎今城副委員長 土佐市と須崎市の火災において、作戦的に反省点はなかったのか、そういう検証もされていますか。

◎小笠原消防政策課長 事後の検証の内容は正直お聞きはできていないんですが、何よりこの2件とも住家被害がなかったことが1番大きなところで、消火活動をするに当たっては民家への延焼防止するために、ここで延焼を食い止めるという防止線を設定してそこを集中的に消火活動するのが基本的戦術だとお聞きをしております。そういった形で対応していただけたものではないかと認識しています。

◎今城副委員長 しっかり反省もし、よりよい消防力にレベルアップをお願いします。

◎寺内委員 課長から説明があったように、山林火災の場所によりますけれども、地上消火と空中消火がありますが、防災ヘリを使う空中消火についてはやはり高い位置で広範囲ということで、効果は非常に大きくなると思うんです。そのときに、4県それぞれ防災ヘリを持っていますので協定を結ばれて応援をしていますけれども、高知県に来てもらう場合、協定の内容でどういった場合に応援を求めているのか教えてください。

◎小笠原消防政策課長 基本的にまず県の防災ヘリが消火活動に当たりますので、その消火活動の結果を踏まえて、延焼拡大のおそれであったり、火の勢いといった現場の状況も踏まえて消防本部とも連携をとりながら、応援要請の判断をしていると承知しています。

◎寺内委員 連携は非常に大事なところなんで、ぜひ活用してもらいたいと思うんですが、他方言うたときに徳島県、愛媛県、香川県は消防防災ヘリが1機しかないんで、高知県は消防庁のおかげで2機ありますから、高知県は応援するケースも多くなると思うんです。確率が高くなってくると思うんです。各機体については整備期間がありますので、今回あったように整備期間でどうしても地元にならなかったら応援をすぐ求めるケースもあるので、それに沿うように。やはり2機あることについては、地元で当然使ってもらいますが、4県の分でも大いに防災ヘリを活用してもらいたいと思いますので、要請しておきます。

◎江淵危機管理部長 要請ということですが補足しますと、3月に発生しました須崎市での山林火災につきましては、延焼拡大を早期に防止するために地元消防本部からの要請もあって、愛媛県の消防防災ヘリに来ていただいて、活動の準備をしていただいております。結果的に現場での散水の実績はなく、本県のおとめだけで、散水で鎮圧状態に持っていけましたので、愛媛県に具体的に消火散水していただくことはなかったんですが、他県との連携は取りながら活動するように努めております。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎久保委員長 次に、健康政策部について行います。

◎藤野健康政策部長 議題の説明に入ります前に、欠席者の報告をします。理事の家保が、厚生労働省主催の会議に出席のため、本委員会を欠席します。

〈在宅療養推進課〉

◎久保委員長 最初に、宿毛市から要望のあった、沖の島地区の医療確保について、在宅療養推進課の説明を求めます。

◎林在宅療養推進課長 宿毛市から御要望をいただいております沖の島地区の医療確保について御説明します。沖の島地区の住民の方が安心して住み続けていく上では、引き続き必要な医療を確保していくことが重要と認識しております。現在、離島含む僻地医療は、高知県へき地医療協議会に所属する医師の減少傾向が続く中、医療機関の診療機能や、配置する医師数の見直し、また、へき地医療拠点病院等からの医師派遣による支援などにより、医療提供体制を確保しているところです。

沖の島においては、高知医療センターや大月病院等が中心となって、診療所に医師を派遣し、週4日の診療を実施しているところです。また、鶴来島においては、幡多けんみん病院が月1回、無医地区巡回診療を実施しております。こうした中、医師の負担の軽減と診療時間の延長のため、宿毛市が実施をしておりましたチャーター船による医師の輸送については、海上運送法が改正された後、不定期航路事業を行う渡船業者が減少したことによりまして、今年度より定期船のみの輸送となっております。チャーター船の廃止について、宿毛市からは、医師には事情を説明して理解を得ておりまして、また診療時間の短縮につきましても、現時点では住民の方からの特段の御意見等はないとお聞きをしております。

次に、今後の対応についてです。沖の島につきましては、今後も宿毛市と十分に連携しながら、へき地医療協議会所属の医師の派遣や、荒天時など医師不在時の大月病院等とのオンライン診療を継続してまいります。また、鶴来島につきましても、へき地医療拠点病院であります幡多けんみん病院からの巡回診療を継続してまいります。

在宅医療推進課からは以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 今課長から説明がありましたけれども、知床でのKAZU Iの事故で、旅客船は非常に厳しい法律になって、今言われた渡船業の方は、医師であろうが他の方を乗せるので、言うたら、旅客を乗せるということで、沖の島は、不定期がなくなって定期だけにな

った。これは宿毛市が運用しているんですけど、朝と夕方ですから、よくニュースも出てくるように海上模様が悪ければ出港しないこともあります。今課長が言われた、週に4回行ってもらおうと沖の島の島民は期待するんですけども、本当に来てくれるかという心配な点もあると思うので、週に4回確実に行けるわけじゃないんで、行けている時は4回でしょうけれど、少ないときはどれぐらいか御存じでしょうか。

◎林在宅療養推進課長 数量的なところは正確に把握はしていませんけれども、先ほど委員がおっしゃったような波が高いと予想されるときは、2日前ぐらいまでには分かるということなので、その時点でオンライン診療に切り替えるといったことで対応しております。あと、同じように、どうしても沖の島まで移動時間がありますので、医師が行けないときもどうしても出てきます。その場合は、同じように事前に計画を組んで、オンライン診療の形で対応しております。

◎寺内委員 オンライン診療もオンライン診療でいいことではあるんですが、やはり先生自体が診断する必要性も、島民には重要になると思うんです。週4回ですけども、海上が悪かったら、実質は月に4回しか来てくれていないケースもあるんです。

◎林在宅療養推進課長 オンライン診療は、昨年度で言いますと、日数で大体50日ですので、週4日に対して年間で50回であればそれ以外については、基本的に診療していることになります。

◎寺内委員 今言っているのは行く分です。オンラインはオンラインで電波ですからできますけれど、行く分が週4回をとっているんですが、海上模様等で月4回しかドクターが行けなかったケースもあるんです。今言うたように不定期だったら、その時間の分ですね、海上模様がよくなったり、また定期的の場合だったら向こうを最終に出れば2時ぐらいですか、3時半には本島へ帰ってくる状態ですから、夕方に帰ってきますよね。宿毛を出て、沖の島へ行って鶴来島へ回って帰ってくるケースですから、仮に向こうで海上模様が悪かったりした場合は、ドクターも泊まる。泊まれるドクターだったらいいですけども。診療で、泊まるケースがある場合、不定期だったらその分を補うことができているんですけども、定期便だけになった場合に、その定期便にドクターの勤務を合わさんといかんって、逆を言えば、週4回ですが天気がよかったとしても、診療時間は非常に短くなってきていると私は判断しているんです。その辺りは現場の声を聞いていますか。

◎林在宅療養推進課長 先ほども少し御説明しましたけれども、今回のチャーター船廃止に伴いまして多少なりとも診療時間は短くなる部分が出てきます。そこについては、特段今住民の方から御意見等は頂いておりませんので、もし万が一その時間も診療してほしいとなれば、すみません繰り返しになって申し訳ないんですけども、オンライン診療に切り替えるといった御対応になると思います。

◎寺内委員 それはぜひとも現場にも聞いてもらいたいと思います。有人離島いうたらで

すよ、鵜来島は鵜来島で少人数ですけど、実質いうたら高知県で沖の島しかないですね。有人の離島という大きな部分では、母島があり弘瀬があって、両方の診療所も各所にある、医療センターのドクターは泊まりでも努力をしてくださっていると思うんですけども、今、課長からあった大月病院ですね。町ですけど町の中でも地元でも先生も努力せんといかんですから、なかなか沖の島へ力を貸すのは大変なところもあったりしているので、その辺り、ドクターの派遣の分で、鵜来島には、幡多けんみん病院のドクターがやってくれていますけれども、沖の島にも、幡多けんみん病院のマンパワーが、十分かどうかありますけれども、私は、出先調査したときに、新しく替わられた院長は、幡多全域を支えるということで2次救急だけでも絶対に断らないという思いの発言を聞いたときに、まさに沖の島でも何かの形で、地元の先生が活躍して民間の先生が活躍していますが大分の病院もしかりこれから関わろうとしています、鵜来島には十分関わってくれていますけれども、もともとは幡多けんみん病院が25年前までは沖の島にも関わっていましたので、そんな分と言うたら幡多けんみん病院が大いに活躍してもらうことができないものではないでしょうか。

◎林在宅療養推進課長 おっしゃるとおり以前までは幡多けんみん病院が沖の島の診療所に、応援診療に行っていたときもありますが、やはり幡多けんみん病院の体制なども考慮して今の形になっていると承知をしております。おっしゃるとおり幡多けんみん病院として、県の全体といいますか幡多地区の診療体制の維持というところで、診療応援ができないものかといったお話をこちらからできるかなと思いますので、相談をしたいと思っております。

◎寺内委員 幡多けんみん病院の責任でもあるというか責務で、病院長は思いを持っているので、また前向きな検討をしてもらいたいと思います。

それともう1点が、僻地医療の関係で、言うたら高知市もまさにそうです。知ってのとおり、土佐山に僻地診療所があって、これは医大との分ですけども、高知市はある面というたら、研修医の分は、財政的にもある一定豊かなところがありますので、市として僻地医療のドクターを確保することができるんですけども、宿毛市の要望を聞いていたときに、果たして、宿毛市の沖の島という僻地でおった場合に、今責任は宿毛市ですけども、宿毛市が手を上げてしまうと結局県にならざるを得んような、鵜来島と同じようになってしまうと思うんですが、その関係からしたときに、県内で僻地診療所は、高知市、宿毛市の沖の島、今協議会でやっているのはほかにどこがあるのでしょうか。

◎久保委員長 課長分かりますか。

◎林在宅療養推進課長 時間を頂きたいです。

◎寺内委員 それは後ほど結構です。それを聞いたのはどうしてかいうたら、それから定期便でやっていって、オンラインは当然あるんですけどもオンラインは県がいろいろ

と進めてくれたから、そうなっていったときには、鵜来島も離島として県が対策をやってくれていますので、診療の事務的な部分の業務自体を沖の島も行く行くは宿毛市ではなくしても県がやってもいいんじゃないかなと思って、お聞きしたところです。高知市の場合は、高知市にはマンパワーもあるし、事務できる部分があつて、財政的にもそれぐらいの分を、まして医大とは近い関係ですから、医局ともタイアップして、いろんな形で、医師の確保は対応できるんです。宿毛市の場合こういったものが上がってきたときは医療の部分では医師不足がありますし、オンラインの部分これから必要になってくると思うので、オンラインの主たるものは、県が進めていただいてありがたいから行く行くなつていったときには、事務的な部分をもう宿毛市ではなくして、鵜来島のように県が行っていくようなときになってきゆうのではないかなと思うんですけれど、それに対して御所見いかがでしょうか。

◎林在宅療養推進課長 それぞれの市町村において診療所は運営をするという基本があつて、先ほどおっしゃったようなオンライン診療を全県的に進めるといった部分を県で対応しておりますし、へき地医療協議会を通じて、医師の派遣といった全県的な調整は県で行っていますので、その形については、現状でできる限りのことをしたいと思っております。

◎寺内委員 宿毛市はこうやって言っているので、最大限支えてやってもらいたいと思うので、よろしくお願いします。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、在宅療養推進課を終わります。

〈医療政策課〉

◎久保委員長 次に、宿毛市から要望のあつた、沖の島地区における救急搬送体制について、医療政策課の説明を求めます。

◎高橋医療政策課長 宿毛市から要望いただいております沖の島地区における緊急搬送体制について、御説明します。沖の島地区の住民の方の命を守る上で、救急搬送体制を維持することが重要と認識しております。現状としましては、沖の島地区において救急患者が発生した際には、島外の病院に救急搬送する手段として、チャーター船またはドクターヘリを使用しているところです。チャーター船は宿毛市が借り上げをしております、その費用については、令和2年度より国費を活用して県から補助を行っております。

今後の対応につきましてですけれども、引き続きチャーター船の借り上げ費用に対する補助を継続してまいりますとともに、宿毛市と十分に連携をしながら、沖の島地区における救急搬送体制の確保を図ってまいります。またドクターヘリにつきましても、年間を通して円滑な運行を実施してまいりたいと考えております。

医療政策課からの説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 課長からの説明で、ドクターヘリは当然業務としてあるんですけど、渡船について先ほどのKAZU Iの關係に、この救急搬送は抵触することはないんですか。法的な改正とともに問題はないですか。

◎高橋医療政策課長 特に影響があるとお聞きはしておりません。

◎寺内委員 大事な点になりますのでそこは確認してもらって、そのときに、宿毛には宿毛海上保安署という海上保安庁が、海の消防警察ですから消防業務を行うんです。過去には、宿毛海上保安署は、沖の島、鵜来島の島民等の緊急輸送を行っていて、地元にもそういった巡視船もおるので、その辺りの連携を県が間に入ってやってもらうて、またタイアップしてもらえればと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

◎高橋医療政策課長 そういった点については、宿毛市と確認をしてみたいと思います。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、医療政策課を終わります。

〈国民健康保険課〉

◎久保委員長 次に、安芸市から要望のあった、地方単独事業の医療費助成による国民健康保険の国費減額調整分に係る県・市町村の負担割合の見直しについて、国民健康保険課の説明を求めます。

◎細川国民健康保険課長 安芸市からの要望事項について御説明します。項目は、地方単独事業の医療費助成による国民健康保険の国費減額調整分に係る県・市町村の負担割合の見直しについて。要望事項としましては、国費減額調整分の負担を市町村だけが行うのではなく、県においても一般会計からの繰入れを実施し、その負担割合を県と市町村とで1対1にすることというものです。

執行部の意見または措置状況の欄の現状と課題です。現状としまして、現行の国保制度では、地方公共団体が地方単独事業として、重度心身障害者の方や独り親家庭の方などに対しまして、医療機関の窓口で支払います患者負担を被保険者に代わって医療機関に支払う助成制度を実施いたしますと、このことによりまして、医療機関を受診しやすくなり、医療費が増加するとして、このことを長瀬効果と呼んでおりますが、国は国庫の公平な配分の観点から、負担軽減に伴い増加した医療費分の国費負担を減額調整するという、いわゆる地単カットと言われるものを昭和59年以降行っております。このことによりまして、市町村は歳入が減少しますため、国保加入者に負担していただく国保料を増加せざるを得ませんが、加入者の負担抑制のため、市町村は一般会計から国保特会に繰り出し、つまり補填を行っており、市町村にとって負担になっている課題があります。

なお、減額調整の対象公費としましては、保険給付費の41%を負担します国費と、9%を負担します都道府県の一般会計からの繰入金がありますが、実際に減額調整されている

のは国費分として、本県におきましては県が負担する分を減額調整することなく、県の国保特会に繰入れを行っております。ちなみに、県全体で減額調整されております額は令和6年度で約2.9億円で、この額を県と市町村で折半するとなりますと、年度ごとに金額の変動はありますが、県は毎年度約1.5億円の負担が見込まれます。

次に対応です。国保における国庫負担の減額調整措置に係る負担割合について、県と市町村で1対1とするのではなくて、国が行っております減額調整措置の全廃を実現することによって、県負担ゼロ、市町村負担ゼロを目指すことが根本的な解決であると考えております。この考えのもと、これまで全国知事会を通じた要望を行っております。また、今年度は減額調整に伴う市町村の財政負担を解消するため、全国知事会の活動に加えまして、本県独自の政策提言を実施しました。

今後、令和9年4月から精神障害者に対します医療費助成が新たに開始される機を捉えまして、市町村とともに医療費助成の開始前と開始後の受診行動を分析することにより、長瀬効果の検証を行うことを考えております。その結果も踏まえまして、国保におけます国費の減額調整の全廃に向けて、全国知事会を通じた国への要望や、本県独自の政策提言を引き続き行ってまいります。

国民健康保険課の説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎土森委員 これはずっと何年も要望されているんですか。

◎細川国民健康保険課長 全国知事会をはじめ市長会、町村会もずっと言い続けてきております。その成果もありまして、以前は子供についても地単カットをされておりましたけれども、令和5年度をもちまして子供にかかる地単カットは廃止されたこともありますので、引き続き国には要望していくことが大事になると考えております。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、国民健康保険課を終わります

以上で、健康政策部を終わります。

《子ども・福祉政策部》

◎久保委員長 次に、子ども・福祉政策部について行います。

〈長寿社会課〉

◎久保委員長 最初に、安芸市から要望のあった、安芸保健福祉圏域訪問介護事業支援対策について、長寿社会課の説明を求めます。

◎北村長寿社会課長 安芸市から要望のありました安芸保健福祉圏域訪問介護事業支援対策について御説明します。要望事項まず1つ目ですが、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業等の既存の枠組みでは、利用者ニーズを充足できない場合において、県独自の施策により、訪問介護の提供体制を確実に確保することを求めるものです。

本県では、平成23年度から独自事業として、中山間地域に居住する利用者に対しまして、遠方からサービスを提供する介護事業所への支援のため、移動時間に応じた補助を行う中山間地域介護サービス確保対策事業を実施しております。これまでも事業所の実態を加味し、加算割合の見直しを行っており、今年度につきましても片道75分以上の加算割合の引上げや、片道40分以上60分未満の補助対象区分を新たに創設するなど、拡充を行っているところです。

加えまして、今年度は国の財源を活用し、通所介護事業所などの訪問サービス機能の追加や、訪問介護事業所のサテライト設置に対する支援を行うこととしております。この支援策の中でも、県独自メニューとして、国の補助対象とならない自動車購入経費等の支援を行うこととしているところです。あわせまして、業務時間を削減し、効率的なサービス提供体制の構築につながるよう、中山間地域にサービス提供を行う訪問介護事業所に対しまして、介護記録の音声入力ソフトの導入に係る経費等を支援することとしているところです。

また、現在国におきましても、社会保障審議会において人口減少やサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築に向け、中山間・人口減少地域におけるサービスの持続性について検討されているところです。引き続き、社会保障審議会の議論の動向にも注視しながら、訪問介護体制の確保に努めてまいります。

続きまして、要望事項2です。利益率の高い同一敷地内建物等に居住する者を主な対象としない事業所、並びに中山間地域及び人口減少地域における訪問介護の基本報酬について、物価高騰の影響等を加味の上、令和6年度の基本報酬改定前の報酬額以上となるよう、国に対して引上げを繰り返し要望することを求めるものです。

県におきましては、本年5月に訪問介護サービスの提供体制の確保について、知事から国に対して政策提言を実施しました。具体的には、令和9年度報酬改定の検討におきましては、令和6年度の報酬改定の影響を精査し活用すること、特に訪問介護の報酬引下げに伴う影響の精査や、中山間地域に所在する小規模事業所の経営実態の把握に努めることを提言いたしました。また、報酬の設定や法改正に伴う新たな仕組みの実施に当たっては、中山間地域における訪問介護サービスの持続可能性に配慮した基本報酬を設定すること等を提言したところです。

あわせまして、全国知事会とも連携しまして、2040年を見据えた介護提供体制の構築に向け、物価高騰への対応など介護事業所の経営安定化に加えて、介護人材の確保・定着に向けた介護職の処遇改善を求める等の提言を行う予定です。

引き続き、国の動向にも注視しながら、必要な提言を行ってまいります。

説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎中根委員 特に介護事業所が経営難に陥っていて、処遇改善もままならなくなっているのが、国の診療報酬改定以降さらに深まっているような中でのこういう要望だと思うんです。ですから、国に対して県の基本的な要望事項を強く打ち出して、1日も早く改定できるような方向で、他県とも力を合わせて、国の状況を変えるような強い動きが必要じゃないかと思うんですけれどその辺りはどうですか。

◎北村長寿社会課長 先ほど申しました全国知事会とも連携してという部分がまさにそこに当たると思います。どうしてもサービス効率の悪い中山間地域を抱えるところが、令和6年の報酬改定によりまして収支差率が非常に悪くなっている現状がありますので、そういったところと力を合わせながら、繰り返し強く要求をしていきたいと思っております。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、長寿社会課を終わります。

〈障害福祉課〉

◎久保委員長 次に、Q-SACCSの活用について、障害福祉課の説明を求めます。

○山崎障害福祉課長 Q-SACCSの活用について御説明をいたします。Q-SACCSとは、地域における発達障害児・者の支援体制を、分析・点検する地域評価ツールとして令和3年度に国の研究事業で開発されたものです。現状の支援体制で何が充足していて、何が課題なのか、不足しているのかを明確にして、市町村等の事業がどのような役割を果たしているか、事業と事業のつながりをどのように行っているのかを見える化することで、支援体制の点検を容易にするためのツールになります。

2 Q-SACCSの活用によるメリットとして、4つほど挙げております。保健・医療・福祉・教育等複数分野の事業に加え、関係機関や人材等の地域資源を、ライフステージや支援機能ごとに整理ができて地域の支援体制の全体像を把握しやすくなります。また、充足している資源、不足している資源、連携が必要な領域などを可視化することもできます。また、既存事業の見直しや新たな取組の必要性も検討しやすくなります。定期的に整理・評価することで、地域資源の変化や、支援体制の充実状況を確認し、継続的な地域づくりに活用することができると考えます。

3 研修会と書いているところですが、切れ目のない支援体制を構築するためには、地域資源を確認・活用していくことが必要と考えておりましたときに、国が地域評価ツールを開発したことを聞きまして、令和5年度から国から講師をお招きし、全市町村を対象とした研修会を開催いたしました。令和6年度以降は圏域ごとに、福祉保健所と共同で研修会を開催しており、令和6年度は中央東圏域と高幡圏域、令和7年度は幡多圏域と高幡圏域で開催しています。今年度は中央西圏域で研修会を開催予定になっています。研修会には障害福祉分野や、母子保健分野の保健師や保育士などの方に出席していただきまして、受講者の意見として、見える化することで、顔を合わせることの大切さであった

り、他の部署の事業を知ることもできたというような御意見を頂きました。

4活用状況ですけれども、現在7市町村でQ-SACCSを活用しています。シートへの落とし込みには関係機関が集まって事業を整理する必要がある、時間がかかることもありますし、またそもそも資源が少ない地域ではどこから手をつけようかというようなところもあって、悩む市町村もあるように聞いております。また、今まで市町村は、既存のフローチャートの形で社会資源の整理をしておりますので、Q-SACCSの活用に至っていない市町村も、現在のところはあります。

県としましては、Q-SACCSの活用を強制するものではありませんけれども、市町村が地域の課題や取組状況を目指す支援体制に応じて、それぞれ適切な手法を選択し、支援体制の整理や検討が進められるよう、引き続き福祉保健所とともにQ-SACCS活用によるメリットの周知を図っていきたいと考えております。

説明は以上になります。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

〈障害保健支援課〉

◎久保委員長 次に、安芸市から要望のあった、精神障害者の重度心身障害児・者医療費助成制度について、障害保健支援課の説明を求めます。

◎小笠原障害保健支援課長 精神障害者の重度心身障害児・者医療費助成制度につきまして、要望が2点ありますので、1点ずつ御説明します。

要望の1点目は、当該制度については、令和9年4月から新たに精神障害者保健福祉手帳1級の所持者が対象として追加されますが、身体障害、知的障害との均衡を考えまして、引き続き対象者拡大に向けて、県と市町村等との協議の継続を求める内容です。当該制度につきましては、令和6年度から令和7年度にかけて、医療・福祉関係者と当該制度の実施主体であります市町村と協議を重ねた結果、当該制度で対象となっている身体障害、知的障害と同等程度として、精神障害者保健福祉手帳1級所持者としております。一方で、当事者団体からは、精神障害者保健福祉手帳2級及び3級所持者も含めるよう要望を頂いているところです。

このため、令和9年度から令和11年度までの各年度の医療費助成制度の利用状況等を踏まえまして、開始から3年後をめぐり、身体、知的、精神の3障害について、対象とする障害の程度など、制度全体の検討に市町村と連携して取り組んでまいります。

続きまして、要望の2点目は、市町村が実施しています、重度心身障害児・者医療費助成制度を国の制度として、障害種別によらない全国統一的な実施を国に要望することを求

める内容です。

当該制度については、全国知事会や四国知事会などを通じて、国に対し新たな医療費助成制度の整備と必要な財源措置を講じることを要望しており、今後も引き続き国に要望してまいります。

説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、障害保健支援課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(14時8分閉会)